

男女共同参画推進の実施状況(概要)

I 新かすがい男女共同参画プランの実施状況(概要)

目標 I 男女共同参画社会に向けた意識づくり

男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わってきてはいますが、根強く残っているのが現状です。

男性も女性もお互いを尊重し合いながらのびのびといきることができる男女共同参画社会を形成するため、ジェンダー（社会的性別）に敏感な感受性を育て、その視点から生活のあらゆる場面を見直していく必要があります。

課題 1 男女共同参画に関する意識の普及と定着

1- ① 市民・事業者などに向けた広報・啓発 (P. 5)

- ・男女共同参画情報紙「はるか」の発行（男女共同参画課）
A 4 版 4 ページ 2 色刷り 年 2 回発行 各 13,500 部
配布先：情報コーナー始め公共施設等(31ヶ所)、商工会議所、市内農協他
全町内会において回覧

1- ③ 市民活動団体との協働による意識啓発事業の展開 (P. 5)

- ・男女共同参画市民フォーラムの開催（男女共同参画課）
第 13 回かすがい男女共同参画市民フォーラム
実施日 平成 27 年 1 月 25 日(日)
テーマ 「オトコの介護 ～妻と親の介護、いざ！その時あわてないために～」
参加者 250 名

課題 2 男女平等の視点に立った教育・学習の推進

6- ① ・ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催

(男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、各ふれあいセンター) (P. 14～P. 15)

- ・ジェンダーに敏感な視点を取り入れた講座などの開催
16 講座 64 回 316 名

6- ② 男女共同参画セミナーの開催（男女共同参画課）（P. 16）

- ・男女共同参画セミナーの開催 5講座7回 265名

7- ① 教職員への研修の実施（学校教育課）（P16）

- ・初任者研修における社会体験型研修（保育園研修の実施）
- ・市非常勤講師に対する研修
- ・市内小中学校2年経験教諭に対する研修

7- ③ 職員への研修の充実

（人事課、男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、ふれあいセンター）（P. 17）

- ・新任課長補佐職・新任主査職、3級職員、新規採用職員
- ・県が実施する研修等への参加
- ・6部研修（職場内研修）の実施

課題3 メディアにおける男女の人権の尊重

8- ② 教育現場におけるメディアリテラシー教育の実施

（子ども政策課、学校教育課（P. 18）

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようインターネット上におけるコミュニケーションマナーや責任等について学ぶ講座を実施
実施数 41件（小学校 18件、中学校 23件）
- ・児童生徒、保護者を対象として、様々なメディアからの情報の取扱い方などの講座を実施

目標Ⅱ あらゆる分野へ男女が共に参画できる基盤づくり

政策・方針決定過程に女性が参画し、その意見を反映させることは、さまざまな視点や価値観をその施策や組織運営に取り入れることができ、互いの人権を尊重し男女が共同参画できる社会システムづくりにつながります。しかし、意思決定過程に参画している女性の割合は低いのが現状です。

女性も社会の担い手として自立した個人としての意識を持ち、その能力をより高めることが必要です。そしてさまざまな活動における意思決定の場や政策・方針決定の場に参画し、その力を十分発揮していくことが大切です。

このため、女性の学習機会やリーダー育成の取り組みをさらに充実していくとともに、さまざまな分野で活躍する女性のネットワークづくりなどを支援していきます。

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

10- ① 審議会への女性委員登用推進（男女共同参画課）（P. 19）

- ・各種審議会等における女性の登用状況（H26. 4. 1 現在）

法令・条例に基づく審議会等の数	28
女性委員ゼロ審議会等の数	1
総委員数(人)	366
女性委員数(人)	93
女性登用率(%)	25.4

- ・「女性委員登用促進要綱」に基づく、審議会等への委員の事前協議
事前協議件数 21 件

課題2 就業における男女共同参画の促進

15- ③ 職場復帰研修などの実施（人事課）（P. 24）

- ・人材育成基本方針に、育児休業等長期休業からの復帰支援についての項目を明記

17- ② 女性のキャリアアップのための講座の開催（男女共同参画課）（P. 27）

- ・働く女性を対象とした夜間講座の開催
1 講座 2 回 19 名（延べ 32 名）

課題3 地域における男女共同参画の促進

18- ⑥ ボランティア・NPOへの支援

(市民活動支援センター、高齢福祉課(社会福祉協議会))(P. 30~P. 31)

- ・多様なボランティア活動に取り組みやすい環境をつくるため「相談」「作業」「情報」「育成」「交流」という5つの機能をもって市民活動を支援
利用者数 50,501名(市民活動支援センター)
- ・ボランティアセンター登録者数(社会福祉協議会)
登録団体160団体 2,611名(女性2,164名、男性447名)
個人会員132名(女性101名、男性31名)

課題4 さまざまな困難を抱える男女への支援

20- ② 障がい者生活支援相談の充実(障がい福祉課)(P. 38)

- ・障がい者生活支援センター(5か所) 述べ相談者数8,773名
- ・地域自立支援協議会の開催(3回)

目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現に向けた環境づくり

価値観の変化により、男女のライフスタイルも多様化し、家庭生活においても、これまでの役割分担意識にとらわれず男女が対等なパートナーとして互いを尊重し合い、協力していくことが必要となっています。

このため、男女が共に家庭責任と職業上の責任をバランスよく担えるよう、企業におけるワーク・ライフ・バランス体制の促進も求められています。

育児・介護においても負担が女性に偏らないよう市の支援施策の充実はもちろんのこと、社会全体で支える環境づくりを進めることが必要です。

課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進

24- ② ファミリー・フレンドリー企業の紹介（男女共同参画課、経済振興課）（P. 45）

- ・ファミリー・フレンドリー企業登録社数 20社
- ・市ホームページから関係機関のページへリンクした。

課題2 家庭生活・地域生活における男性の参画推進

25- ① 男性応援講座の開催

（男女共同参画課、東部市民センター、各公民館、ふれあいセンター、高齢福祉課、子ども政策課、子育て子育て総合支援館）（P. 46～P. 47）

- ・家事・育児など男性の家庭生活への参加を促進する講座や男女がともに参加できる生活に密着した講座を開催

課題3 子どもを育てる社会環境の整備

27- ② 子育て支援施設の充実（子ども政策課、保育課）（P. 49）

- ・「はぐみんカード」「赤ちゃんほっとスペース」の利用促進
- ・一時保育の実施（6園） 延べ利用児童数 7,913名
- ・延長保育の実施（15園） 延べ利用児童数 4,962名
- ・特定保育の実施（1園） 延べ利用児童数 74名
- ・病後児保育の実施（3施設） 延べ利用児童数 833名

28- ① 育児相談の充実（子ども政策課、子育て子育て総合支援館、保育課(P. 53～P. 54)

- ・ 児童センター 毎週水曜日電話相談実施 延べ 57 件
- ・ 春日井っ子みらいネット 延べ 15 件
- ・ 子育て子育て支援館 育児相談（電話・面接）
火～日曜日、午前 9 時～午後 7 時 101 件（電話 76 件、面接 25 件）
- ・ 公私立保育園全園
月～金曜日、午前 9 時 30 分～午後 4 時 220 件（電話 40 件、面接 180 件）
- ・ 子育て支援センター（2ヶ所）
月～金曜日、午前 9 時～午後 4 時 400 件（電話 109 件、面接 291 件）

課題 4 介護を支える社会環境の整備

29-③ 地域支援体制の充実（介護保険課）（P. 57）

- ・ 地域密着型サービス事業所指定状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）
 - 夜間対応型訪問介護 1 事業所
 - 認知症対応型通所介護 9 事業所
 - 小規模多機能型居宅介護 6 事業所
 - 認知症対応型共同生活介護 15 事業所
 - 地域密着型介護老人福祉施設 5 事業所

目標Ⅳ 男女の性の理解と心身の健康のための環境づくり

男性も女性も、それぞれの身体について十分理解し合い、互いの人権を尊重しつつ、自立して健康に生きていくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことです。

性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女共に正確な知識を持つとともに、自分自身を大切に、相手の心身の健康についても配慮できることが重要で、学校などにおける適切な性に関する教育が必要です。

また、男女がともに生涯を通じて健康な心身を維持することは、一人ひとりが自分らしく生きるうえで大切なことです。

課題1 男女が互いの性を理解し、尊重する環境づくり

32- ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知（学校教育課）（P. 59）

- ・「いのちの学習 指導事例集 2014」の手引書を活用し、各小中学校における性教育を各学年の発達段階に応じて実施した。

課題2 ライフステージに応じた健康づくりの支援

33- ② 心身の健康づくり事業の推進（スポーツ課、健康増進課）（P. 61～P. 63）

- ・学校体育施設の開放
- ・ラジオ体操の日を制定（毎年8月第1日曜日）
- ・市民健康づくり講座 5講座
- ・食生活改善事業 2事業

目標V あらゆる暴力を根絶する社会づくり

配偶者や交際相手からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

その被害者の多くが女性であることは女性への差別意識が存在することを意味しており、男女の対等な関係づくりが基盤である男女共同参画社会の形成の大きな阻害要因となっているため、家庭、地域、学校などあらゆる分野で、女性に対する暴力の予防と根絶の取組を強化する必要があります。

課題1 男女間に対するあらゆる暴力の根絶

課題2 DVのある家庭に育つ子どもへの支援

※春日井市DV対策基本計画（第2次）実施状況報告書 参照

II 春日井市DV対策基本計画（第2次）の実施状況（概要）

基本目標1 DV防止のための啓発・教育の推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、基本的人権の意識を高揚し、個人の尊厳を傷つける暴力は許されないという意識を社会全体で共有することが重要です。

殴る、蹴るなどの「身体的暴力」は、DVとして認識度は高いものの、精神的、性的、経済的暴力行為は、認識度が低いことからDVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く見られます。また、若い世代の男女間でも「デートDV」といわれる問題がおきています。

DV被害者の早期発見や支援につなげるためにも、DVに対する正しい知識とその危険性について、適切な情報提供や更なる啓発を行っていく必要があります。

(1) 市民への広報・啓発の充実（男女共同参画課）（P.4）

- ・DVセミナーの開催 1回 30名

(2) 若年層への教育・啓発の充実（男女共同参画課）（P.4～P.5）

- ・デートDVセミナーの開催 4回 475名
- ・デートDV防止に関するパンフレットの作成
「デートDVってなに？」11,000部作成

基本目標2 相談体制の充実

DV相談窓口を設置し専門の相談員による電話、面接相談のほか24時間いつでも相談できるオンライン相談を行っています。また、女性が抱える様々な悩みについては「女性の悩み相談」及び「女性のための法律相談」を行っています。

相談内容が複雑化、多様化していることから相談体制を更に充実させる必要があり、誰もが安心して相談が受けられるよう、より多くの機関・団体等との連携が不可欠となります。

(1) 安心して相談できる体制づくり (男女共同参画課) (P. 5)

- ・DV相談実施 678件 (内オンライン相談7件)
(電話・面接) 火～日曜日 9時～12時 13時～17時
(オンラインDVほっと相談)
インターネットの掲示板を利用した24時間相談
- ・女性の悩み相談 481件 (内DV 12件)
(面接・電話) 火～金曜日 13時～16時30分
- ・女性のための法律相談 116件 (内DV 4件)
(面接) 第1～4土曜日 10時～正午

(2) 相談員の資質向上 (男女共同参画課) (P. 6)

- ・相談員連絡会議の実施 3回
- ・スーパービジョンの実施 1回

(3) 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実 (男女共同参画課、高齢福祉課、障がい福祉課) (P. 6～P. 7)

- ・外国語によるDV防止啓発パンフレットの窓口配布
- ・手話通訳者の派遣

基本目標3 被害者の安全確保の徹底

緊急性が高い被害者の保護にあたっては、被害者が安心して安全に保護が受けられるよう、関係各課や愛知県女性相談センター、警察などと連携を図っています。なお、被害者の状況や同伴する家族の有無などを考慮し、一人ひとりに応じた保護を迅速で安全に行うことが必要です。

被害者の情報については、加害者に漏洩することのないよう関係各課により被害者情報の保護・管理を徹底し、被害者の安全を確保します。

(1) 被害者情報の保護 (男女共同参画課、市民課) (P. 7)

- ・支援措置申出者の情報提供
- ・住民基本台帳の閲覧及び証明発行等の制限を適切に実施するためのマニュアルを作成し周知

(2) 保護体制の充実 (男女共同参画課) (P. 9)

- ・DV対策関係機関連絡会議の開催により関係機関と連携

基本目標4 被害者の自立支援の充実

被害者の自立に向けた支援は、行政の各分野にまたがるため、各制度の施策が円滑に適用されるよう関係部署との連携を更に強化するとともに、適切に対応ができるよう制度の周知と活用を図ることが重要です。

DVがある家庭に育った子どもや、高齢者、障がい者、外国人に対しても状況に応じた支援ができるよう、福祉施策を活用し、被害者に寄り添った心理的な問題解決に向け、継続的なサポートをします。

(1) 生活再建への支援

(男女共同参画課、住宅施設課、保険医療年金課、子ども政策課、生活援護課、学校教育課) (P. 10~P. 13)

- ・母子生活支援施設への母子保護
- ・国民健康保険、母子・父子家庭医療費受給等に関する相談
- ・生活保護費、就学援助費、児童扶養手当などの経済的援助

(2) 精神的な支援 (男女共同参画課、健康増進課) (P. 13)

- ・メンタルヘルス相談の実施
- ・病院等の情報提供

(3) 子どもへの支援 (男女共同参画課、学校教育課、子ども政策課) (P. 14~P. 15)

- ・DV対策関係機関連絡会議等で情報の共有に努めた。
- ・スクールソーシャルワーカーが児童相談センターと連携し、問題を抱えた家庭の子どもや保護者の心理的ケアを実施

(4) 高齢者、障がい者、外国人への支援 (男女共同参画課、高齢福祉課) (P. 15)

- ・関係部署、機関等と連携
- ・高齢者への支援として、養護老人ホームへの入所措置、特別養護老人ホーム等への入所措置、緊急対応ショートステイの利用、個別ケースへの相談対応などを行った。

基本目標5 推進体制の充実

被害者支援の情報や認識を共有するため、「春日井市DV対策連絡会議」、「春日井市DV対策関係機関連絡会議」を設置し、被害者支援にあたっています。

また、職員一人ひとりにおいては、被害者の置かれた立場に配慮し、安全の確保と秘密の保持に十分配慮できるよう、研修を進めていく必要があります。

必要な行政サービスが迅速に支障なく提供できるよう、被害者支援対応マニュアルを周知するとともに、関係機関・民間団体等による協力及び連携体制を強化します。

(1) 職員等に対する研修の充実（男女共同参画課、人事課）（P. 16）

- ・ 3級職員前期研修
- ・ DV実務者研修 1回
- ・ その他参加した研修等 11回

(2) 苦情に対する適切な対応（男女共同参画課）（P. 16）

(3) 庁内の連携体制の強化（男女共同参画課）（P. 16）

- ・ DV対策連絡会議の実施

(4) 関係機関・民間団体等との協力・連携（男女共同参画課）（P. 18）

- ・ DV対策関係機関連絡会議の実施

数値目標一覧表

※ 目標年度は平成33年度

目標	項目名	目標値		
		プラン策定時 (平成23年度)	現状値 (平成26年4月1日現在)	目標値 (平成33年度)
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	7.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	4.6% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	49.0% (市民意識調査2010)	—	70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合	13.0% (市民意識調査2010)	—	20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	57.8% (市民意識調査2010)	—	70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率	22.1%	25.4%	30.0%
	女性委員のいない審議会等の数	3	1	0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	4.1%	4.5%	10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合	9.0%	9.2%	15.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	89.8% (市民意識調査2010)	—	95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	19.4% (市民意識調査2010)	—	30.0%
	安全・安心まちづくりポスターの男女比率	女性比率 26.8%	女性比率 27.7%	男女比率の均衡
	小中学校のPTA会長の女性の割合	14.8%	28.3%	20.0%
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	35.4% (市民意識調査2010)	—	40.0%
目標Ⅲ	ファミリーフレンドリー企業に登録している市内事業所数	14社	20社	30社
	市男性職員の育児休暇取得率	3.7%	1.8%	13.0%
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	56.5% (市民意識調査2010)	—	65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	【家事】 12.3% 【育児】 37.6% 【介護】 26.4% (市民意識調査2010)	—	【家事】 20.0% 【育児】 50.0% 【介護】 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	32.9% (市民意識調査2010)	—	40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率(子どもの家および民間児童クラブ)	84.6%	89.4%	95.0%
目標Ⅳ	乳がん、子宮がんの検診受診率	【乳がん】 27.1% 【子宮がん】 27.2%	【乳がん】 26.0% 【子宮がん】 45.1%	【乳がん】 50.0% 【子宮がん】 50.0%
	特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)	34.6%	35.1%	65.0%以上
目標Ⅴ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	21.9% (市民意識調査2010)	—	10.0%
	DV相談窓口を知っている一般市民の割合	25.7% (市民意識調査2010)	—	40.0%